

## 補助対象の考え方

①米国へ輸出している若しくは米国から輸入している、又は今後その予定がある（輸出は原則対象。輸入の対象事例は下表参照。）

取引区分	事例	補助対象	考え方
輸 出	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社製品を米国へ輸出 申請者 → 米国企業</li> </ul>	○	申請者が直接影響を受ける
	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先（自社製品納入先）が米国（第3国経由を含む）へ輸出 申請者 → 取引先 → ( 第3国企業 ) → 米国企業</li> </ul>	○	製品を米国に輸出するときに 関税措置の影響を受ける
輸 入 <span style="color: red;">(要注意)</span>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国内のみで原料調達～生産された製品を輸入 米国企業（原料～生産） → 申請者</li> </ul> <p style="color: red;">Ex 1. 米国産の牛肉を原料とし、米国内で加工した食品を輸入 Ex 2. 米国産の穀物を原材料として輸入</p>	×	米国からの輸入は関税措置の 影響を受けないため対象外
	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3国から調達された原料を使用して米国内で生産された製品を輸入 第3国企業（原料） → 米国企業（生産） → ( 取引先 ) → 申請者</li> </ul> <p style="color: red;">Ex 1. チリ産の銅を原材料の一部とし、米国内で製造された電子部品を輸入 Ex 2. ブラジル産コーヒー豆を原料とし、米国内で加工されたコーヒー製品を輸入</p>	○	第3国企業が原料を米国に輸出するときに 関税措置の影響を受ける

②米国関税措置の影響を受けている、又は今後受ける見込みがある

区分	事例	補助対象	考え方
現に影響を受けている	1 企業間の取引 ・取引先企業からの受注減やキャンセル、出荷待ち要請 ・取引先企業の生産調整、取引先企業からの減産要請 ・取引先の米国企業が価格転嫁を認めないことによる負担増 ・輸入価格上昇による原材料や輸入品コストの上昇	○	・現に影響を受けていることが確認できるものについて、補助対象とする
	2 サプライチェーン ・サプライチェーンの混乱による部品等の調達難	○	
	3 労働条件 ・収益不透明による賃上げや採用計画の見直し ・受注・販売量の減少に伴う雇用調整	○	
今後影響を受ける見込み	4 事業計画全般 ・現在は影響を受けていないが今後、米国関税の影響を受けることが見込まれ、収益悪化 (上記1～3に関する事業計画)	△	・影響を受ける見込みに関する根拠資料(○月から△を×に輸出計画あり等)により判断する
	5 社会経済情勢 ・全世界的な景気後退に伴う売上高・利益率の減少 ・円高に振れ、現在の旺盛なインバウンド需要が消滅 ・関税措置の影響で消費者の可処分所得減少により収益悪化 ・日本が対抗関税措置をとり、収益悪化	×	・事業計画書記載の内容から判断する